

◎新潟県告示第637号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成30年5月29日

新潟県知事職務代理者

新潟県副知事 高井 盛雄

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 291号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
南魚沼市麓字宝沢568番1から	新	11.2～23.6メートル	1,105.0メートル
同市水尾1452番1まで	旧	11.2～23.0メートル	1,104.5メートル

備考 路線の重用

全区間県道塩沢大和線、桐沢麓五日町停車場線と重用

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 塩沢大和線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
南魚沼市麓字宝沢568番1から	新	11.2～23.6メートル	1,105.0メートル
同市水尾1452番1まで	旧	11.2～23.0メートル	1,104.5メートル

備考 路線の重用

全区間一般国道291号、県道桐沢麓五日町停車場線と重用

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 桐沢麓五日町停車場線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
南魚沼市水尾1452番1から	新	11.2～23.6メートル	1,105.0メートル
同市麓字宝沢568番1まで	旧	11.2～23.0メートル	1,104.5メートル

備考 路線の重用

全区間一般国道291号、県道塩沢大和線と重用